		純支: 細書	払利	子等	手の	額の	損	金不	算之	ሊወ	適用	除外	トに艮	貫す	事年		•		:	法	:人名							別 表 十
	対	象支払利子等合計					- 額	1				円	特定資											円(二)				
金	控	除女	十 象	受」	取 利	子	等	合 詞	計 額	2									の額の台 計額を持			対象純受 額	9					令 五
	対	象純支払利子等の(1)-(2)(マイナスの場合は0)					額	3				のある																
額	通	対 釒	東 純	支	払 (3)		子:	等 0)額	4						調整列	「得金額	便の合	計額から	う調恵	整損失:	金額の合	10					一 以 後
甚	算法	対 釒			取 (2) ー トスの	(1)) 額	5					人グル	計額を	:控除し	た残	額				10					終了
ti:	人の	対象	純 支 (別	. 払 利]表十	刊子 [《] 八 (三	等 の D)「25	額の計	の 合 ·」)	計額	6					ー プ 単:													事業年度分
隼	場	対象	象純受取利子等の額の合計額 (別表十八(三)「26の計」)					計額	7	7			位の割	(10) × 20%				11				度分						
	合	(6) – (7)					8					合基準																
		措	置	法	第	§ (36	条	Ø	5	Ø	2	第	3	項	Ø	適	用	Ø	有	無		12		有		無	